務 情

嶽

日本行政書士会連合会 邮 会長 常住

日行連発第1373号 令和3年12月27日

重用 部長 回本 総務部

デジタル手続法施行日に係る住民基本台帳法の改正に伴う 戸籍の附票の写しの交付に関する取扱いの変更について 標記の件につきまして、今般、政府よりデジタル手続法施行日に係る住民基本台順法が改正され、令和4年1月 11 日より施行されることに伴い、戸籍の附票の写しに記載される事項が変更される旨の通知がありました。(詳細は、別添をご確認ください。) 具体的には、施行日以降に、職務上請求書を使用し、自治体の窓口等において、当該戸籍の附票の写しの交付請求を行った際に、交付される写しの取扱いが下記のとおり変更さ

₩ _

됴 細 4

Ę 盤 赵 自治行 **%**

崧 왩

殿殿 埘 Æ 足

粹 連 定 和 各女

つきましては、各単位会にかれまして所属会員への周知とともに会員指導をお願いいた

なお、本会といたしましては、当該住民基本台帳法の改正に対応した職務上請求書の様 式改訂の検討を進めているところです。また、現在使用可能な職務上請求書の経過措置等 についても検討を行っており、その取扱いに関しての詳細は、決まり次第、早急にご案内

恐れ入りますが、何卒よろしくお願いいたします。

の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法

う。) 第2条による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部改正等につきま 貴職におかれては、下記の事項につき、貴都道府県内の指定都市を除く市町村(特別

区を含む。)に対してもこの旨周知願います。 して、本日、下記の政令が公布されました。

律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」とい

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに 行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を

定める政令等について (通知)

①氏名(フルネーム)、②住所、③住所を定めた年月日、④生年月日、⑤性別 ※今般の改正に伴い、④および⑤が追加されます。 1. 施行日以降(令和4年1月11日)、戸籍の附票の写しに記載される事項

밅

2. 施行日以降(令和4年1月11日)、原則として戸籍の附票の写しに記載されない事項 よび①についての記載が必要 ⑥戸籍の表示(本籍地及び筆頭者)、①在外選挙人登録情報 ※戸籍の附票の写しの利用目的を達成するために、

であることを請求者が申し出た上で、市長村が認めるときは、戸籍の附票の写しに ゾ⑦が記載されます

第1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運

営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関す る法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (令和3年政令第31 デジタル手続法附則第1条第9号に掲げる規定 (戸籍の附票の記載事項の追加等に 第2 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関す

係る規定)の施行期日を令和4年1月11日としたこと。

る法律等の一部を改正する法律附則第四条第二項及び第六項の政令で定める日を定め

住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置を定めるデジタル手続法附則第4条第2

る政令 (令和3年政令第313号)

頃及び第6項の政令で定める日を令和4年1月11日としたこと。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の 簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について (周知依頼) (令和3年12月27日付事務連絡、総務省自治行政局住民制度課)

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の 簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する ・デジタル手続法第9号施行日(令和4年1月11日)において施行される改正内容

法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について(通知)(令和3年11月25日付総行任第143号,総務省自治行政局長)

各単位会長

令和3年11月25日

総行住第143号

20 行政いばらき

業務情報

デジタル手続法第9号施行日(令和4年1月11日)において施行される改正内容

- ① 戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」の追加(住基法第17条)
- ② 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付における戸籍の表示(住基法第17条 第1号)及び在外選挙人名簿情報(住基法第17条の2第1項)の取扱いの変更

上記②(戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る取扱いの変更)の内容

- 本人等請求(住基法第20条第1項)
- 市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条第5項】
- ・公用請求(住基法第20条第2項)
 - 市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条の2第4項】
- •第三者申出(住基法第20条第3項)
- 戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、 申出者からの申出により市町村長が表示することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する 第12条の3第7項及び第8項】
- ・特定事務受任者からの申出(住基法第20条第4項)
- 戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、 申出者からの申出により市町村長が表示することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する 第12条の3第7項及び第8項】
- ※戸籍の附票の除票の写しの交付については、住基法第21条の3を参照

事務連絡 令和3年12月27日 さて、標記につきまして、別添のとおり令和 3 年 11 月 25 日付け総行住第 143 の追加、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る取扱いの 変更について、「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定 つきましては、各会員への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます 内容としましては、戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」 総務省自治行政局住民制度課 自治行政局住民制度課 上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等に おける情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向 める日」とされていた期日を令和4年1月11日に定めたものです。 律の一部の施行期日を定める政令等について(周知依頼) 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。 号総務省自治行政局長通知を発出しました。 金田 全国社会保険労務士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会 日本司法書士会連合会 日本行政書士会連合会 日本税理士会連合会 日本海事代理士会 日本弁護士連合会 日本弁理士会

No.261 行政いばらき

電話: 03-5253-5517 (直通)

市川事務官 中澤事務官

担当:平野係長

FAX: 03-5253-5592

業 務 情 報

務情報

日行連発第1439号 令和4年1月12日

攃

各単位会長

部長 宮本 重則 日本行政書士会連合会 会 長 常 住 豊 総務部

住民基本台帳法の改正に係る現行の職務上請求書を使用した戸籍の附票の写しの 請求に用いる書式の取扱いについて (追加連絡)

令和4年1月7日付日行連絡第1425号にて住民基本台帳法の改正に係る現行の職務上請求書を使用した戸籍の附票の写しの請求方法等に関してお知らせしましたところですが、当該精求時に用いる書式の取扱いについても追加で下記のとおり「連絡申し上げすり。

職務上請求書の適切な使用と取扱いの観点から、大変恐縮ではございますが、本件に しか、下原係会員へ関知いただきますともに、各単位表におかれましても、厳格な管理 と指導等に取り組まれるよう重ねてお願いいたします。 なお、未会ホームページの会員専用ページにも本件を掲載いたします。

딞

1. 書式名: 戸籍の附張の写しを請求する際に、「戸籍の表示(本籍地及び筆頭者)、在外選挙人登録情報」の記載が必要であることを求めるための書式。

同様に2年間保管すること

自治体の窓口に提出した上記1の書式を各自においてコピーし、職務上請求書の控えと

2. 保管:

3. 職務上請求書の追加購入時の取扱い: 職務上請求書本体の控えと当該2の書式のコピーの両方を単位会に提出すること

以上

業 務 情

様式第1号 (第2条第2項関係)

No. **-****

例 禁 닖

戸籍 潜本 (戸籍法第10条の2第3項)

等職務上請求書

長殿

00年

住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)

令和○年○月○日 是 【本戸籍 □除籍 □原戸籍□住民票 □除票 【戸籍の附票 口住民票記載事項証明書 畐 浬 8 *

谷

新本・毎本 東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号 \exists 住所 本籍 橅

ギョウセイ タロウ 行政大郎 # O 0000 行政大郎 ₩ 71/1/2 出 3 3 請求に係る者 の氏名・範囲 筆頭者の氏名 世帯主の氏名

今般、1月の理事会において、自治体によっては、別紙を使用せずに、現行の職務上 請求書に必要事項を記載して請求することで、当該戸籍の表示(本籍地・筆頭者)、在

外選挙人登録情報が記載された戸籍の附票の写しが交付されるとの意見等がありまし

標記の件については、令和4年1月7日付・日行連発第1425号及び1月12日付・日行連発第1439号にて現行の職務上請求書を使用しての戸籍の附票の写しの請

求に関する取扱いについてお知らせした。

住民基本台帳法の改正に係る職務上請求書を使用した 戸籍の附票の写しの請求に関する取扱いの変更について これを受けて、本会といたしましては、会員の利便性と負担軽減を考慮し、改めて総務省とも調整を図り、下記のとおり取扱いの変更をいたしますので、お知らせいたしま

つきましては、度重なるご連絡となり大変恐縮ではございますが、本件の取扱いに関して、所属会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。 なお、来年度に払出しを行う職務上請求書については、現行様式のままとなりますの

また、本件に関しては、本会ホームページの会員専用ページにも掲載vたしますことを申し添えます。

で、合わせてご承知おきのほどお願いいたします。

■その他 (声籍の者との同一性を担保するため、附票に戸籍の) 請求に際し明らかにしなければならない事項 遺産分割協議書・相続関係説明図 依頼者の氏名 又は名称: 業務の種類: 住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項以 利用目的の種別 外の事項

郎

作政大

□世帯主 □世帯主の氏名及び世帯主との続柄 □本籍又は国籍・地域

滑

「無光第10条の2第1項 体質者について該当する事由等、任民基本も関係第 12 海海的行政が開発 12 海海的行政に接続を関係 12 海海的行政に表示を 条の3 第13章による業務 上記に該当する具体的事由 □単に提出 □その他正当た理由を遂行するために必要な 「善致力」を表示する表書、維拍器 1の再申する体語者

①請求に係る者 被相続人の長男たる依頼者 ②被相続人、依頼者の父○○③声等を必要とする事由 被相続人の相続人確定のため 依頼者の戸籍等が必要

協議書及び相続関係説明図と共に依頼者に交付 行政書士会所属 東京都 提出先又は提出先が ない場合の処理 (6) 0

東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号 行政書土虎ノ門事務所 行政書士 虎ノ門 一郎 事 務 所 名 行政書士氏名 事務所所在地 踏水者

12345678号 無 8 登 録 番 号 及び電話番号

職印

- 456-

123

電話番号

<u>...</u>

事務所所在地 艸 補助 出 4-1

日本行政書士会連合会統一用紙

03 (6435) 7330

汉

※一部の自治体によっては別紙の書式等を用いての請求が求められる場合があります。 その場合は、前出の目行法等第1425秒法で1439号に単じるなど、各目治 体の散扱いに沿って講求を行ってください。

. 該当する請求文書: 「戸籍の表示 (本籍地及び筆頭者)、在外選挙人登録情報」のいずれか、または両方が記 載された戸籍の附票の写し

1. 請求日:2月4日以降

戸籍の附票の写しを請求する際に、「戸籍の表示 (本籍地及び筆頭者)」の記載が必要 であることを求める旨の記載例 < 添付>

単位会長

様

日行連発第1605号 令和4年2月4日

日本行政書士会連合会 会 長 常 住 豊 総務部

宮本重

報

24